

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年五月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十七号

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則（平成二十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表広島県地域政策局選挙広報公募型プロポーザル選定委員会の項の次に次のように加える。

広島県健康福祉局児童虐待防止キャンペーン事業公募型プロポーザル選定委員会	五人以内
広島県健康福祉局働く女性応援施策公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内
広島県健康福祉局原爆被爆者健康管理推進特別事業公募型プロポーザル選定委員会	五人以内
広島県健康福祉局高精度放射線治療センター（仮称）整備運営業務公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内
広島県健康福祉局治験等広報施策公募型プロポーザル選定委員会	一〇人以内

附 則

この規則は、公布の日から施行する。